

雇用保険事務手続きの手引き

《令和5年4月版》

あなたの事業所の番号

雇用保険適用事業所番号 《雇用保険の諸届出の際に必要な番号です。》

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------

労働保険番号 《労働保険の納付申告、諸届出の際に必要な番号です。》

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号							枝 番 号			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

ハローワーク（公共職業安定所）

熊本労働局職業安定課

はじめに

本冊子の目的は・・・

雇用保険制度は、事業主の行う届出、申告などを前提にして運営され、事業主の方は、新たに従業員を雇い入れたり、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書を公共職業安定所に届け出なければならないこととされています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は、事業主の方が行うこととされています。

したがって、雇用保険制度の具体的な手続きなどを事業主の皆様はじめ関係の方々に理解していただき、適正にお届けいただくことが、本制度の円滑な実施にとって必要であると考えています。

本冊子は、いろいろな届出手続きを実務的にできるだけわかりやすくまとめたものです。手続きの際に活用していただき皆様方のご理解の一助となることを願っております。

労働保険とは・・・

雇用保険と労災保険（労働者災害補償保険）を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が成立し、保険加入者（事業主）は、保険者（政府）に保険料を納付する義務を負い、被保険者（労働者）は、保険事故（失業、業務災害、通勤災害）が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険の手続き・・・・・・・・事業所を管轄する公共職業安定所

労災保険の手続き・・・・・・・・事業場を管轄する労働基準監督署または労働局

雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

- ① 労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため「求職者給付」を行う。
- ② 失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。
- ③ 労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。
- ④ 労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤ 労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

労災保険とは・・・

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・疾病、障害・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、労働者の社会復帰の促進、当該労働者及び遺族の援護等を行うものです。

熊本県内のハローワーク（公共職業安定所）

安定所	所在地	管轄区域
熊本	〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38 TEL 096-371-8609 (代表) TEL 096-371-8335 (適用事業所手続) TEL 096-371-8336 (受給者手続)	熊本市（北区植木町・南区城南町・南区富合町を除く）
上益城出張所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395 TEL 096-282-0077	上益城郡、阿蘇郡のうち西原村
八代	〒866-0853 八代市清水町1-34 TEL 0965-31-8609	八代市、八代郡
菊池	〒861-1331 菊池市隈府771-1 TEL 0968-24-8609	菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町
玉名	〒865-0064 玉名市中1334-2 TEL 0968-72-8609	玉名市、荒尾市、玉名郡
天草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48 TEL 0969-22-8609	天草市、上天草市、天草郡
球磨	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1 TEL 0966-24-8609	人吉市、球磨郡
宇城	〒869-0502 宇城市松橋町松橋266 TEL 0964-32-8609	宇土市、宇城市、下益城郡 熊本市のうち南区城南町・南区富合町
阿蘇	〒869-2612 阿蘇市一宮町宮地2318-3 TEL 0967-22-8609	阿蘇市、阿蘇郡（西原村を除く）
水俣	〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1 TEL 0966-62-8609	水俣市、葦北郡

熊本県内の労働基準監督署

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
熊本	〒862-8688 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2庁舎	096 (362) 7100	熊本市（北区植木町を除く）、宇土市、宇城市、上益城郡、下益城郡
八代	〒866-0852 八代市大手町2-3-11	0965 (32) 3151	八代市、水俣市、八代郡、葦北郡
玉名	〒865-0016 玉名市岩崎273 玉名合同庁舎	0968 (73) 4411	玉名市、荒尾市、玉名郡
人吉	〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966 (22) 5151	人吉市、球磨郡
天草	〒863-0050 天草市丸尾町16-48	0969 (23) 2266	天草市、上天草市、天草郡
菊池	〒861-1306 菊池市大琳寺236-4	0968 (25) 3136	菊池市、山鹿市、阿蘇市、合志市、菊池郡、熊本市のうち北区植木町、阿蘇郡

熊本労働局

監督署名	所在地	電話番号
熊本労働局職業安定部職業安定課	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	☎096 (211) 1703
// 職業安定部受給調整事業室	//	☎096 (211) 1731
// 職業安定部職業対策課	//	☎096 (211) 1704
// 総務部労働保険徴収室	//	☎096 (211) 1702
// 労働基準部	//	☎096 (355) 3181
// 雇用均等室	//	☎096 (352) 3865